

ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	新潟県
3. 市区町村名	田上町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	57-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第1の項 ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第一条	田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年条例第6号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、（父又は母と生計を同じくしていない児童）が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて（児童の福祉の増進を図ること）を目的とする。	この条例は、（ひとり親家庭の父又は母及び児童等）の医療費に対して助成を行い、もつて（ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ること）を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第4条
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等の医療費の助成の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号 ^ホ	田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号 ^ハ	田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第4条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等の医療費の助成の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号 ^{ハ1}	田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
---------------	-------------------------	-------------------------

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ニ	田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報7

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ホ	田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2024年01月05日
独自利用事務の対象者	ひとり親家庭等医療費助成受給者及び子ども
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月15日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	14
保護評価書の名称	ひとり親医療費助成関係事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E6%96%B0%E6%BD%9F%E7%9C%8C%E7%94%B0%E4%B8%8A%E7%94%BA&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=1&opn_date_from_month=5&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=2&opn_date_to_day=28&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	